

第132回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和8年7月7日(火)

開催場所：大阪府咲洲庁舎 41 階大会議室

案 件	審議結果等
(仮称)万代長瀬店(東大阪市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
松源守口店(守口市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 来店車両、自転車及び歩行者等の交錯が懸念されるので、歩行者及び自転車の安全確保並びに来店車両の円滑な通行のための対策を講じるなど、十分配慮すること。